

議案第26号 説明資料

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～5条 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第20条第1項</u>に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(4) 略</p> <p>第7条～第65条 略</p>	<p>○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号)</p> <p>第1条～5条 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第29条第1項</u>に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(4) 略</p> <p>第7条～第65条 略</p>